

木造住宅に耐震シエルター設置で費用を補助

地震による家屋等の倒壊から居住者の生命を守るため、市では高齢者や障がいのある人等が居住する木造住宅に、耐震シエルターを設置する費用の一部を補助します。

耐震シエルターとは、住宅が地震によって倒壊した場合でも、安全な空間を確保することができる堅固な構造物で、主に住宅の1階(寝室となる部屋)に設置するものです。

金を受けていない▽対象となる住宅 次の①～⑤の全てに該当する木造住宅

①昭和56年5月31日以前に着工し、現に完成している

②延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている

③耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断されている

④丸太組構法の住宅や旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅ではない

⑤木造住宅耐震改修(簡易耐震改修を含む)の補助

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。

国民健康保険(国保)は、これらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居していなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入してい

た健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。

就職や退職、転入や転出などに伴って国保の加入や脱退の手続きが必要になった場合は、必ず14日以内に国保医療課に届け出てくださ

さい。

●加入手続きが遅れると

届け出をした日からではなく、国保の加入資格が失

熱損失防止改修工事で住宅の固定資産税を減額

住宅の熱損失防止改修工事を実施した場合、その家屋の固定資産税額(120㎡まで)の3分の1相当を減額します。

【減額される要件】

▽平成20年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)で、改修後の床面積が50㎡以上であること。

▽平成30年3月31日まで、次の①の工事、または①と合わせて②から④の工事を行った住宅で、改修部分がいずれも現行の省エネ基準に適合し、改修工事に

要した費用(補助金を除く)の合計が50万円を超えるもの。

①窓の断熱改修工事(必須)

②床の断熱改修工事

③天井の断熱改修工事

④壁の断熱改修工事

【減額の期間と範囲】

改修工事が完了した年の翌年度分のその家屋の固定資産税額(120㎡相当分まで)の3分の1を減額。

【手続き】

改修工事後3カ月以内に、建築士事務所に登録する建築士・指定確認検

査機関等が作成する「熱損失防止改修工事証明書」と納税義務者の住民票の写しを添付し申請してください。

※申請の際にマイナンバーの記載が必要です。その際にマイナンバーの確認と身元確認を行いますので、番号確認書類(個人番号通知カード等)と本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)をご持参ください。

また、郵送の場合には写しを同封してください。なお、マイナンバーカード(個人番号カード)を取得された人は、当カードのみで確認できます。

◆問い合わせ 課税課

市税は納期内に納付を

市・府民税(第3期分)の納期限は10月31日(月)

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニなどで納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送

付され、徴収権限が「京都府地方税機構」に移ります。

【座振替が便利】

申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合があります)。

◆問い合わせ 納税課

第2次八幡市地域福祉推進計画策定委員会

市は、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせる地域づくりを実現させるため、住民一人ひとりの努力、地域住民同士による助け合い、行政が行う公的な制度の連携によって「地域の助け合いによる福祉活動」ができるしくみをつくり、人と人とのつながりや地域の持てる力を強めながら、共に助け合い、支えあえる地域づくり

を目指すため、社会福祉協議会と共同で「第2次八幡市地域福祉推進計画」を策定します。

この計画の策定委員会の委員を募集します。

*市民委員を募集

【募集要領】

▽対象者 市内在住・在勤・在学の満18歳以上満75歳未満で、原則平日の昼間に開催する会議(合計

スマート・エコ祭

10月29日(土)開催

スマート・エコ祭は、人と自然が共存する、環境にやさしいまちをめざして身近なテーマを中心に、ワークショップやパネル展示など、楽しみながら環境について考えるイベントです。

日時 10月29日(土) 午前10時～午後4時

会場 市庁舎西側

内容 グリーンカーテン写真コンテスト(作品展示、優秀作品発表)、エコクイズ、ペットの健康相談、環境家計簿体験など

◆問い合わせ 環境保全課

プラスチック製容器包装の収集

プラスチック製容器包装と燃やさないごみの収集日は、隔週(交互)の同じ曜日です。家庭ごみ分別・収集日カレンダーを、必ず確認の上、お出しください。

プラスチック製容器包装は、プラスチック製の「包み、入れ物、袋」などです。プラスチックのスプーン、おもちゃ、歯ブラシ等は燃やさないごみですのでお気を付けてください。

●ペットボトルは資源物です

ペットボトルは資源物として個別に回収していただきます(キャップ・ラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ)。お近くの資源物回収場所の専用回収容器にお出しください。

お近くに回収場所がない場合や、回収場所まで出しに行くことが困難なときは、燃やさないごみとしてお出しいただけます。

資源物回収容器にできるだけ多くの量が入られるように、ペットボトルや罐は、つぶしてお出しください。

お願い

◆問い合わせ 環境業務課

8回程度)に出席できる人

※市が設置する他の審議会等の市民公募委員を除く。

▽募集人数 2人以内

▽任期 委嘱日から平成30年3月末まで

▽会議内容 地域福祉推進のための調査および検討を行い、計画案の作成にあたり市長に提言を行います。

▽応募方法 応募用紙(福祉総務課に設置)に必要事項を記入し、

「地域社会を支える力について」をテーマにした800字以内の小論文を添えて、〒614-8009 3八幡三本橋59の9 市役所福祉総務課へ郵送または持参。

※提出された応募書類は返却できません。

▽締め切り 10月14日(金)必着

▽選考 小論文で審査。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

◆問い合わせ 福祉総務課